

授業料・寄宿料等の口座振替について（ご案内）

学生のみなさま

島 根 大 学

島根大学では、授業料・寄宿料等（寄宿料及び共益費。以下同じ。）のお支払いは指定金融機関（山陰合同銀行又はゆうちょ銀行）による「口座振替」を原則としていますので、「山陰合同銀行」又は「ゆうちょ銀行」のどちらか一方で口座振替の手続を行っていただきますようお願いいたします。（口座振替の手続をされた方の振替手数料は無料です。）

ただし、寄宿料等は、本学の学生寮に入寮される方(予定を含む。)のみが対象となります。（学生寮は松江キャンパスにはありますが、出雲キャンパスにはありません。）

1. 口座振替の手続

（1）手続方法

山陰合同銀行

○別紙「口座振替の手続について」により、WEB での手続をお願いします。

※WEB での手続が難しい場合は、所定の書類により、銀行窓口で手続も可能です。手続書類が必要な方は財務部 経理・調達課 債権管理担当までお問い合わせください。

ゆうちょ銀行

○手続書類に必要事項を記入・押印のうえ、最寄りのゆうちょ銀行窓口に提出してください。

【共通事項】

- ・ 各金融機関において、既に学生本人あるいは保護者等の口座があり、それを利用される場合は、新たに口座を開設する必要はありません。
- ・ 口座をお持ちでない場合は、口座振替の手続と併せて、口座の開設を行ってください。
- ・ 本学を卒業し、大学院に進学する方（博士後期課程等に進学する方を含む。）で、学部等在学中に口座振替を利用されており、引き続き同じ口座を指定する場合は、別紙「本学を卒業し、大学院に進まれる方へ」に基づき手続願います。

(2) 手続書類等

山陰合同銀行 (銀行窓口で手続の場合)

- 授業料・寄宿料等 預金口座振替届出書 (3枚複写)
※WEB での手続が難しい場合の手続書類です。この書類は財務部 経理・調達課
債権管理担当で配付しますので、お申し出ください。
 - 手続時にご持参いただくもの
 - ・ 銀行届出印 (押印漏れ、訂正等に必要となることがあります。)
 - ・ 口座番号がわかるもの (通帳等)
- その他、ご不明な点は山陰合同銀行にご確認ください。

ゆうちょ銀行

- 授業料・寄宿料等 自動払込利用申込書 (3枚複写)
 - 手続時にご持参いただくもの
 - ・ 銀行届出印 (押印漏れ、訂正等に必要となることがあります。)
 - ・ 既にゆうちょ銀行の口座をお持ちの方は、通帳
- ※新規口座の開設や、自動払込申込について口座名義人以外の代理人が手続する場合は、
必要なものをゆうちょ銀行にご確認ください。
- ※郵便局でも手続をすることができます。

【口座振替手続書類 記入上の注意事項等】

山陰合同銀行・ゆうちょ銀行 共通

- ・ 銀行によって提出書類が異なりますので、ご注意願います。
- ・ 事前に必要事項を記入され、漏れがないか確認のうえ提出してください。
- ・ 窓口で返付される3枚目は本人保存用ですので、大切に保管してください。

ゆうちょ銀行

- ・ 指定口座の番号欄は必ず右詰めで記入してください。

2. 授業料の口座引落しの開始及び指定口座への入金

- (1) 授業料の口座引落しの開始時期は、手続時の次学期分からとなります。
- (2) 授業料は、前期分は5月25日、後期分は11月25日 (同日が休日等の場合は、翌日以降の銀行営業日) に引落しを行いますので、必ず前営業日までに入金してください。
(※公共料金等の引落しで不足額が生じないように注意願います。)
また、次年度以降についても同様となります。
- (3) 授業料引落しの周知については、学内所定の場所への掲示により行い、文書による通知はいたしませんのでご承知おきください。
※「本学ホームページ <https://www.shimane-u.ac.jp/>」→「各種手続き・相談窓口」→「諸手続きのご案内」の中の「授業料について」に掲載しておりますので、参照ください。

3. 寄宿料等の口座振替にあたって（※学生寮は出雲キャンパスにはありません。）

- (1) 入寮を許可された方または入寮を希望される方は、1. 口座振替の手続を確認し、手続をお願いいたします。銀行窓口へ手続書類を提出される場合、「**授業料・寄宿料等 預金口座振替届出書**」又は「**授業料・寄宿料等 自動払込利用申込書**」の依頼区分「**b 寄宿料等**」を○で囲み、手続してください。（授業料の口座振替と同時に手続される方は、「**a 授業料・b 寄宿料等**」の両方を○で囲んでください。）

なお、事前に口座振替の手続をされた後、不許可等により入寮されなかった方については、口座振替の手続がなかったものとして取り扱います。

- (2) 寄宿料等の口座引落しの開始時期は、手続時の翌月以降分からとなります。
- (3) 寄宿料等は、**毎月26日**（同日が休日等の場合は、翌日以降の銀行営業日）に当該月分の引落しを行いますので、必ず前営業日までに入金してください。
- （※公共料金等の引落しで不足額が生じないように注意願います。）

- (4) **寄宿料等の金額は下記の通りです。**

A棟 寄宿料：24,000円 共益費：1,000円

B棟 寄宿料：4,000円 共益費：2,500円

※B棟については寄宿料、共益費に併せて居室電気料も引落しを行います。

C棟 寄宿料：16,000円 共益費：1,000円

- (5) 寄宿料等引落しの周知については、学生寮の掲示場への掲示により行い、文書による通知はいたしませんのでご承知おきください。

4. 引落しの確認及び領収書の交付

授業料・寄宿料等それぞれの引落とし日の翌日には、通帳に引落されたことが記入されますので、各自で確認してください。

なお、領収書を必要とされる方はお申し出ください。

5. 口座等の変更又は解約

引落口座等を変更又は解約される場合は、ご連絡ください。

6. 預（貯）金残高が不足している場合

預（貯）金残高の不足により引落しができなかった場合は、授業料については翌月の25日、寄宿料等については翌月の26日（同日が休日等の場合は、翌日以降の銀行営業日）に再度引落しを行いますので、必ず前営業日までに入金してください。

（※公共料金等の引落しで不足額が生じないように注意願います。）

なお、引落しができない場合は、本人宛に督促を行いますが、督促してもなお授業料を未納の場合は、学則に基づき除籍となることがあります。また、寄宿料等を3ヶ月以上未納の場合は、学寮規則に基づき退寮処分となることがありますのでご注意ください。

7. 授業料免除を申請される場合

授業料免除の申請を行った方は、決定があるまでは授業料の引落しは行いません。不許可または一部の免除等になった場合は、原則として決定のあった当月に引落します。

8. 授業料奨学融資制度又は大学院修士段階における「授業料後払い制度」を申請される場合

授業料奨学融資制度又は大学院修士段階における「授業料後払い制度」の申請を行った方は、決定があるまでは授業料の引落しは行いません。制度の利用が認められなかった場合は、原則として決定のあった当月に引落します。

9. その他

- ・ 授業料、寄宿料等が改定された場合は、その旨通知します。
- ・ 在学生の方は、手続き時に受験番号は空欄のままとし、学生番号欄に右詰めで学生番号を入力・記入してください。
- ・ 休学及び退学等を願い出ようとする場合は、学生センター（出雲キャンパスは医学部学務課）へ速やかに申し出のうえ、ご相談ください。
- ・ その他不明な点については、下記の担当者へお問い合わせください。

島根大学 財務部 経理・調達課 債権管理担当

Tel : 0852-32-6058

E-MAIL : apd-saiken[at]office.shimane-u.ac.jp

※[at]は@に置き換えてください。